

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項ほか)

国の基本的対処方針の変更を受け、
イベント開催制限における
収容率上限を変更しました。

期間については、
令和5年1月27日から当面の間とします。

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項ほか)

	感染防止安全計画の 策定対象となるイベント	感染防止安全計画の 策定対象とならないイベント
対象	「参加予定人数が5,000人超」 かつ「収容率50%超」	左記以外のイベント
人数上限 収容率	【人数上限】 収容定員まで 【収容率】 100%まで	【人数上限】 5,000人又は収容定員の 50% のいずれか大きい方 【収容率】 100%まで ⇒「人数上限」と「収容定員に収容率を 乗じた人数」の <u>いずれか小さい方</u> まで

※ 収容定員が設定されていないイベントでは、人と人が触れ合わない程度の間隔（1 m程度）等を確保

○ 主催者等は、イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底を実施